

# カーブアウト M&A に係る 税務ストラクチャリング上の留意点

Issue 127, Jan 2021

---

## In brief

近年、企業戦略的な観点から、カーブアウト M&A により、複数の事業を営む企業または企業グループが事業ポートフォリオを再構築し、一部事業を外部に売却することでコア事業に資源を集中させる取引が多くみられます。

カーブアウト M&A を実行する場合、一般的にビジネス・法務・会計税務等の観点から様々な検討が行われますが、カーブアウト M&A の目的を効率的・効果的に達成するために税務ストラクチャリングの検討もひとつの重要な要素となります。特に、カーブアウト対象が売手企業の一部事業だけでなく、子会社株式を含むような場合や国内だけでなく海外も関係するような場合、税務ストラクチャリングの検討範囲が多岐にわたるため、網羅的かつ慎重な検討が必要となります。

本ニュースレターでは、カーブアウト M&A に係る税務ストラクチャリング上の一般的な留意点について解説します。

---

## In detail

### 1. カーブアウト M&A に係る税務ストラクチャリングの目的

カーブアウト M&A により、会社のグループ内再編や一部事業、子会社の外部譲渡を行うような場合、これらを実現するためのカーブアウトの実施手法、順序等により複数のストラクチャーが考えられ、それらに基づく課税関係も異なる可能性があります。また、現状の会社の税務ポジションにより、税務における影響も異なる可能性があります。さらに、カーブアウト M&A の対象となる会社が多く、海外も関係するような場合、検討すべき論点が広範囲となります。

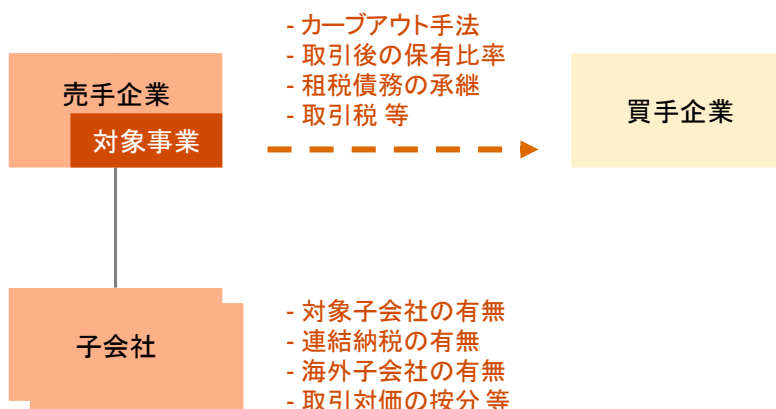
カーブアウト M&A に係る税務ストラクチャリングの目的は、考えられる複数のストラクチャーからビジネス・法務・会計等の観点も踏まえて、税務上望ましいストラクチャーを絞り込むことや税務コンプライアンスの観点から必要となる税務申告、手続及び納税を事前に把握して、カーブアウト M&A を通じた企業価値の最大化を実現することにあります。

### 2. カーブアウト M&A に係る税務ストラクチャリングの検討事項例

典型的なカーブアウト M&A における実行時の課税関係を中心として、以下の点に関する一般的な検討事項例及び留意点を紹介します。

- (1) カーブアウト手法の検討
- (2) 取引税の検討
- (3) 租税債務の引継ぎの検討
- (4) 連結納税制度(グループ通算制度)による影響

- (5) タックスヘイブン対策税制の検討
- (6) 海外における課税関係
- (7) 取引対価の按分の検討



### (1) カーブアウト手法の検討

事業のカーブアウト手法としては、一般的に事業譲渡または会社分割が挙げられます。事業譲渡は、対象事業の資産負債が個別承継され、時価譲渡に基づく譲渡損益への法人税課税や課税資産の譲渡に対して消費税が課税されます。一方、会社分割は、対象事業の資産負債が包括承継され、原則として時価譲渡に基づく譲渡損益への法人税課税が行われますが、税制適格要件を充足する場合には簿価譲渡として取り扱われます。また、消費税の課税対象外取引として取り扱われます。

カーブアウトを事業譲渡や会社分割により行う場合であっても、対象事業を買手企業に直接移転する場合もあれば、新設の法人に対して事業を移転した上で、当該法人の株式を譲渡することも考えられます。事業上の必要性や法務の観点から、後者の株式による譲渡を選択する場合でも課税関係に大きな違いは生じないと考えられますが、後述の第二次納税義務に関する差異等、税務における影響も考慮する必要があります。

また、会社分割によりカーブアウトを行う場合でも、第三者との取引においては、非適格分割を前提に検討するケースが多いと考えられ、分割により生じる譲渡益の有無や分割法人における繰越欠損金の状況、分割承継法人における税務上ののれん(資産調整勘定)の償却効果等を総合的に勘案する必要があります。

一方で、例えば、取引当事者が関連する事業をそれぞれカーブアウトして合併企業を形成する場合には、税制適格の要件を満たすケースも考えられます。

また、子会社にもカーブアウトの対象事業がある場合、分割型分割により対象事業を分割して譲渡するか、対象外事業を分割した上で対象事業のみとなった子会社株式を譲渡するかにより、当該分割が適格分割となるか非適格分割となるか取扱いが分かれる可能性があります。

このように、カーブアウトの手法による影響やそれに伴う税制適格性、後述の検討事項も含む課税関係の差異を十分に検討した上で、手法を決定していくことが望ましいと考えられます。

### (2) 取引税の検討

カーブアウトに伴う会社設立、会社分割により、新設会社の設立時の資本金や資本金の増加額に対して一定の登録免許税が課されます。また、土地、建物といった不動産の所有権の移転が生じる場合にもその評価額に応じた登録免許税の課税が生じます。なお、「産業競争力強化法」に基づき、一定の認定を受けた計画に従って会社分割等を行う場合には、特例により登録免許税の税率が軽減されています。取引内容に応じた登録免許税の税率及び産業競争力強化法による軽減税率は、下表の通りです。

取引内容	通常の税率	産業競争力強化法の特例
会社設立、資本金の増加	0.7%	0.35%
分割による会社設立、資本金の増加	0.7%	0.5%
不動産の所有権の移転	譲渡	1.6%
	分割	0.4%

また、事業譲渡や会社分割による不動産の移転には、土地に対して3%、非住居用建物に対して4%の不動産取得税が課されます。ただし、株式以外の対価が交付されない等の一定の要件を満たす会社分割により不動産が移転する場合には、不動産取得税の非課税措置が設けられているため、カーブアウト対象事業に係る不動産が多額にある場合には、その移転に係る課税も含めてカーブアウト手法を検討することが有用と考えられます。

### (3) 租税債務の引継ぎの検討

カーブアウト M&A においては、以下の通り、取引手法や取引対象に応じて、買手が売手の租税債務の一部について、連帯納付責任や第二次納税義務を負う場合があります。実務的には、取引契約書においてこれらの租税債務の引継ぎへの対応が行われるため、租税債務の引継ぎの範囲については事前に確認を行う必要があります。

分割型分割: 分割型分割により事業を承継する分割承継法人は、分割法人から承継した財産の価額を限度として、分割法人の分割の日前に納税義務の成立した租税債務について、連帯納付責任を負う。

連結納税グループの連結子法人: 連結納税への加入期間中に納付義務が成立した連結法人税について、連帯納付責任を負う。

分社型分割/事業譲渡: 分社型分割/事業譲渡により事業を取得する法人が、被支配会社(子会社等)に該当する等の場合は、分社型分割/事業譲渡により取得した財産の価額を限度として第二次納税義務を負う。

### (4) 連結納税制度(グループ通算制度)による影響

連結納税制度を適用している企業グループが、連結子法人の株式を含めてカーブアウト M&A を行う場合には、当該連結子法人は連結納税から離脱することになります。連結子法人が連結納税から離脱した場合の影響について、例えば以下のようなことが挙げられます。

- 連結事業年度開始日から連結納税離脱日の前日までをみなし事業年度とした連結納税下での単体申告を行う必要がある。
- 連結子法人が連結欠損金個別帰属額を有する場合、単体納税の繰越欠損金として引き継がれる。
- 譲渡損益調整資産の繰延譲渡損益について、譲渡法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しなくなった場合、譲渡法人は完全支配関係を有しなくなった日の前日の属する事業年度に当該繰延譲渡損益を益金または損金に算入する。
- 連結子法人株式を保有する連結法人において、連結法人株式の投資価額修正が行われる。

上記の a) に関して、カーブアウトの取引実施日が、例えば、連結子法人の事業年度末の日であるような場合には、その前日及び翌日一日をそれぞれみなし事業年度とした申告を行う必要があるため、当該法人の取引量によっては、申告実務に多大な負担が生じる可能性があり、留意が必要となります。なお、月末や月中に会社分割を行う場合も、分割の日以降の取引を分割承継法人として税務申告することとなるため、同様に実施のタイミングに留意する必要があります。

なお、2022年4月1日以後開始事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度に移行します。グループ通算制度においても、基本的に連結納税と同様の検討事項が挙げられますが、d)の投資簿価修正については、グループ通算制度への移行により改正が行われているため、今後の取引の検討においてはこの改正についても留意が必要と考えられます。詳細は、2020年8月発行ニュース([Issue 124: グループ通算制度における投資簿価修正の改正の留意点](#))をご参照ください。

#### (5) タックスヘイブン対策税制の検討

タックスヘイブン対策税制において、一定の条件に該当する海外子会社の所得は日本の親会社の所得として合算された上で課税されます。例えば以下のような海外子会社が合算課税の対象となります。

- a) ペーパー・カンパニー等に該当し、租税負担割合が 30%未満である場合：会社単位での合算課税
- b) 経済活動基準を充足せず、租税負担割合が 20%未満である場合：会社単位での合算課税
- c) 経済活動基準を充足するが、租税負担割合が 20%未満である場合：受動的所得の合算課税

カーブアウト M&A の譲渡対象範囲に海外の持株会社が保有する海外子会社株式や海外子会社の事業が含まれる場合には、譲渡により生じる利益が海外子会社の所在地国において課税されない等の理由によって、タックスヘイブン対策税制による合算課税の対象となる可能性について留意する必要があります。

また、買手企業においては、タックスヘイブン対策税制が海外子会社の事業年度末における日本の親会社に対して適用されることから、カーブアウト M&A に伴って取得する海外子会社について、その状況や取得前に海外子会社において発生した所得の内容（カーブアウト対象外資産のキャピタルゲイン等）についても把握しておく必要があると考えられます。

#### (6) 海外における課税関係

カーブアウト M&A に伴って、海外子会社の株式が直接または間接的に移転する場合、海外子会社の所在地国の国内法において、その株主に対して株式譲渡に係る課税が行われることがあります。このような場合、当該国との租税条約上も株式譲渡益が海外子会社の所在地国で課税されるかどうか、納税の方式（申告納税、源泉徴収等）についても確認する必要があります。

また、海外子会社の所在地国において、支配株主の変更による繰越欠損金の利用制限等が課されることも考えられます。さらに、印紙税等の取引税が海外子会社の所在地国で課される可能性もあることに留意する必要があります。

海外子会社からの事業のカーブアウトがある場合には、その所在地国におけるカーブアウト手法の検討や付加価値税、取引税等も含めた課税関係の確認が必要となるため、カーブアウトの範囲に海外子会社や海外事業が含まれる場合には、税務申告や納税手続に関する対応も含め、現地の税務専門家も交えた検討が重要となります。

#### (7) 取引対価の按分の検討

例えば、海外子会社の株式を含めた会社分割によりカーブアウトが行われる場合、通常は海外子会社を含めた事業全体の価値について売手と買手で合意がなされ、取引対価が決定されると考えられます。一方で、前述の海外における課税は、それぞれの海外子会社の株式価値に基づくと考えられ、国によっては、当該国で求める基準による評価が必要な場合もあります。このため、海外における税務実務も踏まえて、取引対価の合理的な按分（いわゆる税務 PPA）の必要性についても留意する必要があります。

### 3. カーブアウト M&A に係る税務ストラクチャリングの検討の重要性

カーブアウト M&A に係る税務は検討内容が複雑であり、対象となる事業や会社が広範囲になるほど検討すべき事項も多くなります。また、本ニュースレターでは対象にしていますが、カーブアウト M&A 実施後の税務の影響や申告実務、税務届出書等の手続きも含めた総合的な検討が必要となります。したがって、カーブアウト M&A を検討される場合、税務ストラクチャリングについて案件の早い段階で税務専門家を関与させた上で対応していくことが推奨されます。

なお、本ニュースレターでは、カーブアウト M&A において想定される代表的な税務上の検討事項例を留意点とともに解説しましたが、必要な検討事項は個別の事案により様々であるため、実際の取引内容や状況に応じた税務論点について網羅的かつ慎重に検討していく必要があります。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
沼尻 雄樹

シニアマネージャー  
田中 拓

マネージャー  
田中 聡史

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.